

○嬉野市パブリックコメント制度実施要綱

平成 18 年 3 月 31 日

告示第 101 号

(目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民の行政参画の機会を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な計画又は条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等からその政策に対する意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、その寄せられた意見等に対して市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し意志決定を行う一連の手続をいう。

(実施機関等)

第 3 条 パブリックコメント制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会及び農業委員会とする。

2 この告示に定めるところにより意見等を提出することができる者は、市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者その他パブリックコメント制度に係る事案に利害を有する者とする。

(対象)

第 4 条 パブリックコメント制度は、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと考えられる政策の策定及び改定並びに条例の制定及び改廃のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画及び指針を定めるもの
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例に係るもの
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例に係るもの(ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる政策等(以下「政策等」という。)が緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。
- (2) 政策等が法令の適用を受ける場合、国、県等の計画又は規定に沿って実施している場合等で、その策定に当たり実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。
- (3) 政策等の策定に当たり、附属機関又はこれに準ずる機関において、意見聴取の手続が法令により定められているとき。
- (4) 附属機関又はこれに準じる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づいて政策等を決定するとき。

(公表時期)

第 5 条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に相当の期間を設けて、案を公表する。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう、併せて次に掲げる資料を公表する。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める参考資料

(公表方法)

第6条 公表については、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市広報への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示する。

3 パブリックコメント制度の実施に際しては、第1項各号に掲げる方法により事前に予告することができるものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則的に1箇月程度の提出期間を確保する。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便、電子メール及びファクシミリ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民等は、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明示しなければならないものとする。匿名による意見等は、対象としない。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、最終案のほかに市民等から提出された意見及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。この場合において、意見等の公表に当たっては、嬉野市情報公開条例(平成18年嬉野市条例第10号)第6条に規定する非公開情報に該当するものを除くものとする。

3 公表については、第6条第1項に定める方法に準じる方法で行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。